

徳島県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成31年3月8日

| | | |
|---------|----|-----|
| 徳島県監査委員 | 矢田 | 等 |
| 同 | 近藤 | 光男 |
| 同 | 井関 | 佳穂理 |
| 同 | 黒崎 | 章 |
| 同 | 古川 | 広志 |

1 監査対象機関及び監査年月日

別表に記載のとおりである。

2 監査の結果

改善を要するものは、次のとおりである。

(1) 調定に関する事務で適切でないもの

< 城東高等学校 >

全日制高等学校授業料において、二重徴収及び調定漏れとなったものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

全日制高等学校授業料の調定手続において、出納機関への収入の通知ができていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 徳島中央高等学校 >

定時制高等学校授業料において、事前調定すべき場合にもかかわらず、事後調定しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(2) 休日給の支給で適切でないもの

< 二十一世紀館 >

休日勤務を命じているにもかかわらず、休日給が支給できていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(3) 契約事務で適切でないもの

< 二十一世紀館 >

動産総合保険料契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

(4) 公文書の管理で適切でないもの

< 阿南支援学校 >

会計書類について、所在不明なものが認められた。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

| 監 査 対 象 機 関 | 監 査 年 月 日 |
|-------------|-------------|
| 那賀高等学校 | 平成31年 1月 9日 |
| 城西高等学校 | 平成31年 1月11日 |
| 名西高等学校 | 〃 |
| 脇町高等学校 | 平成31年 1月15日 |
| 穴吹高等学校 | 〃 |
| 城南高等学校 | 平成31年 1月16日 |
| ひのみね支援学校 | 〃 |
| 海部高等学校 | 平成31年 1月17日 |
| 徳島科学技術高等学校 | 平成31年 1月18日 |
| 徳島中央高等学校 | 〃 |
| 総合教育センター | 平成31年 1月21日 |
| 板野高等学校 | 〃 |
| 徳島視覚支援学校 | 平成31年 1月24日 |
| 徳島聴覚支援学校 | 〃 |
| 富岡西高等学校 | 平成31年 1月25日 |
| 小松島西高等学校 | 〃 |
| 池田高等学校 | 平成31年 1月28日 |
| 池田支援学校 | 〃 |
| 国府支援学校 | 平成31年 1月31日 |
| 城ノ内中学校 | 平成31年 2月 1日 |
| 城ノ内高等学校 | 〃 |
| 徳島北高等学校 | 〃 |
| 二十一世紀館 | 平成31年 2月 5日 |
| 富岡東中学校 | 平成31年 2月22日 |
| 川島中学校 | 〃 |
| 城東高等学校 | 〃 |
| 城北高等学校 | 〃 |
| 徳島商業高等学校 | 〃 |
| 小松島高等学校 | 〃 |
| 富岡東高等学校 | 〃 |
| 阿南工業高等学校 | 〃 |
| 阿南光高等学校 | 〃 |
| 新野高等学校 | 〃 |
| 鳴門高等学校 | 〃 |
| 鳴門渦潮高等学校 | 〃 |
| 阿波高等学校 | 〃 |
| 吉野川高等学校 | 〃 |
| 川島高等学校 | 〃 |
| 阿波西高等学校 | 〃 |
| つるぎ高等学校 | 〃 |
| 板野支援学校 | 〃 |
| 鴨島支援学校 | 〃 |
| 阿南支援学校 | 〃 |
| みなと高等学園 | 〃 |